

◎代表監査委員（村下眞次君） 小川議員の質問の内部監査のあり方についてありますが、監査といいますと、一般的には、不正または違法行為の摘発という観念が先行しがちではありますが、行政の適法性・妥当性を客観的に認証することが監査の役割だと考えております。

現行制度の専門性・独立性の確保の面で、議員御指摘のとおり限界があるところであり、今回の見直しの大きな要因となっているところではありますが、地方自治法の監査は、今申し上げましたとおり、広範囲で多様な業務を客観的に認証することが主たる目的であり、極めて大切なことでもあります。そうしたことから、内部監査に当たっては、現行の監査委員制度のように、地方公共団体の内部であっても、長から独立した一つの執行機関として存在してこそ、実効ある監査が確保できるものと考えております。総務省が示している見直し案についても、そうした一定の独立性が確保されるような案が望ましいのではないかと考えております。

なお、現在実施しています監査の種類としては、例月現金出納検査、決算審査、定例監査、行政監査がありますが、今後は補助金・交付金等を支出している財政援助団体や出資団体の監査も計画してまいりたいと考えております。

また、監査の結果については、市のホームページで公表しているところではありますが、今後、指摘事項についても公開してまいりたいと考えております。

以上であります。